



# 消防だより 119

## 応急手当の普及啓発

**ケ** ガや病気などで救急車を要請した時、救急隊が到着するまでの間に適切な応急手当を怠ると、生命に危険を伴う場合があります。特に、心肺停止状態となった患者さんは毎分約7〜10%救命率が低下すると考えられています。全国的に見ても、救急隊が患者さんのもとへ到着するまでの時間は平均で約6分と言われており、年々現場到着時間が延びている地域も多いようです。洞爺湖消防署では救急隊が現場に到着するまでに、患



者さんのそばに居合わせた人「バイスタンバー」という。）が行う救命手当の方法について、平成22年度も定期救急講習会（6月・9月・12月・平成23年3月）を開催し、普及啓発に努めてまいります。また、一般事務所から

の救急講習会開催依頼も随時受付けておりますので、一人でも多くの方に受講して頂ければと考えております。

## 救急車の適正利用のお願いについて

西胆振消防組合では、ケガや病気などで緊急搬送をする場合に備えて、計6台の救急車を有しており、洞爺湖町には本町地区と洞爺湖温泉地区に計2台が24時間体制で出動に備えております。近年、救急車を要請する方の中には「救急車で行けば優先して診察を受けることが出来る。」「今日、病院の通院日なので早めに病院に行きたい。」など緊急性が感じられない要請も少なくありません。このような

要請で救急車が活動している間に、さらに救急要請が入ると次に近い救急車が出動することになり、場合によっては、現場到着時間が遅れてしまうことが考えられます。

町民の皆様には、救急車を要請する前に「緊急性」や「重症度」を今一度確認して頂き、自分で病院へ行ける場合は救急車以外の交通機関を利用するようお願い申し上げます。

## 家庭でのゴミ焼き・農地への火入れについて

一般家庭や空地でのゴミ焼きは煙や悪臭が発生し近隣住民の方の迷惑となり、また、ダイオキシンや有害物質の発生、そして火災発生の原因となるため、原則禁止されています。

一部例外として、農業、林業漁業の方が業として行う場合や風俗習慣の又は宗教上の行事を行うためなどのゴミ焼きや火入れは認められておりますが、その場合も消防署へ、火災とまぎらわしい煙または、火災を発生させるおそれのある行為など「の届出が必要となります。また、農地への火入れについても、例外として認められてお



りますが、実施の際は役場生活環境課及び消防署への届出が必要となります。

消防署では無届の火入れについて、火災発生の恐れがある場合はその場で火入れを止めるよう指導できるものであり、常習性のあるものについては警察へ通報する場合がありますので、一般家庭や空地でのゴミ焼きはしないようにしてください。

統一標語  
「消えるまで  
ゆっくり火の元  
にらめっ子」

fire

平成22年1月1日～  
2月28日現在  
火災件数 0件  
救急件数 83件

## 町民交通傷害保険の加入手続きはお済みですか

町民では、町民の皆さんが交通事故に遭い、負傷や死亡したときのために、安い掛け金と簡単な手続きで加入できる「町民交通傷害保険制度」を実施しています。

洞爺湖町に居住（住民登録・外国人登録）している方であればどなたでも加入できます。

加入者が交通事故により医療機関にかかったときは、保険金が支払われます。保険金は、けがをして医師の治療を受けた場合は、治療期間に応じて5千円〜12万円までが支払われます。死亡、または重度後遺症が生じた場合の保険金の支払いは、加入1口で100万円、2口では200万円が限度額となります。

保険料 一人1口年間360円（途中加入は月割30円）で一人2口まで加入できます。

申込み 住民課または洞爺湖総合支所、洞爺湖温泉支所の窓口にある加入用紙に記入し、掛け金を添えてお申し込みください。問合せ 住民課交通防犯係 ☎743002へ。